

臨床倫理の方針 要約

倫理上問題となる臨床行為については、関連する法令を遵守するとともに、公表された指針やガイドライン等を尊重して、適切に実施します。また、現状で指針を定めることの難しい事柄については、患者の意思を尊重し家族の意向に留意しながら、診療チームや倫理委員会等において十分に検討審議して対処の方針を決定します。

1. 生殖・周産期医療

胎児診断は、日本産婦人科学会ならびに遺伝関連学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン」等の指針を尊重して行います。

2. 臓器移植

脳死判定は行わず、したがって脳死下の臓器提供は行いません。心停止後の臓器提供については、「臓器の移植に関する法律」に沿って作成した当院の「心停止後の臓器提供マニュアル」に従い実施します。

3. 宗教上の理由による輸血拒否

公表されている「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に従い、患者の病状や年齢などを考慮して対処します。

4. がん告知

患者の知る権利を尊重し、告知することを原則とします。当院の「説明と同意のためのマニュアル」等に従い対処します。

5. 終末期医療

公表されているガイドライン等を参考にして、終末期であることを客観的な情報に基づき判断し、患者本人の意思を尊重するとともに、患者・家族と診療チームとの十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。また、可能な限り疼痛や不快な症状を緩和し、精神的、社会的援助も含めた総合的な医療及びケアを行います。安楽死や自殺補助の行為は行いません。